

# 安楽死 問題の背景

---

田代 志門

日本学術振興会特別研究員PD・東北大学大学院文学研究科

E-mail: [simon@sal.tohoku.ac.jp](mailto:simon@sal.tohoku.ac.jp)

第43回 タナトロジー研究会(於 岡部医院二日町診療所)

2006年6月9日(金) 19:00 ~ 21:00

# 1. 背景

---

- euthanasia (安楽死) とは？
  - ギリシャ語のeu(よい) + thanatos (死) に由来
  - 元来「苦痛のない、安らかな、よき死」という意味
    - こんにちの「純粹安楽死」(縮命を伴わない)
  - 後に、「耐え難い肉体的苦痛に苛まれている人を安らかに死に導く行為」という意味に
    - 鷗外『高瀬舟』のなかの「ユウタナジイ」
      - 「死に瀕して苦しむものがあつたら、楽に死なせて、其苦を救って遣るが好いと云ふ」「楽に死なせると云ふ意味」

# 1. 背景

---

## ■ トマス・モア『ユートピア』第7章

- もしその病気が永久に不治であるばかりでなく、絶え間のない猛烈な苦しみを伴うものであれば、司祭と相談の上、この病人に向かって、これ以上生きていても人間としての義務が果せるわけではないし、いたずらに生き恥をさらすことは、他人に対して大きな負担をかけるばかりでなく、自分自身にとっても苦痛に違いない、だからいっそのこと思い切ってこの苦しい病気と縁を切ったらどうかとすすめる。

# 1. 背景

---

- ドイツ語圏での強烈な負のイメージ
  - ナチスの障害者「安楽死」計画(「T4作戦」)
  - 20万人以上の「生きるに値しない生命」の抹殺
  - ドイツ大学精神医学全体の深い関与
    - ナチスの「安楽死」は「強制的」なもので、こんにちでは到底許容できるものではないという見方が一般的
    - それゆえ、ナチとこんにちの議論を分かつものとして、「患者の意思に基づく」という要件は最も重視されている
    - ただし、当時のナチスの安楽死プロパガンダ映画においても、自己決定に基づく「尊厳ある死」が推奨されていたという事実もある(市野川 1996)

## 2. 概念

---

### □ 安楽死の定義(刑法学)

- 「安楽死とは、死期が切迫した病者の激しい肉体的苦痛を病者の真摯な要求に基づいて緩和・除去し、病者に安らかな死を迎えさせる行為である」(甲斐2003)
- 三つの前提
  - (1) 死期の切迫性
  - (2) 激しい肉体的苦痛 cf. オランダ
  - (3) 病者の真摯な要求(自発的・任意)

## 2. 概念

---

### □ 安楽死の区分

#### ■ 積極的安楽死 (killing)

- 殺害により病者の苦痛を除去する行為
- 通常、是非が争われる「安楽死」はこれ
  - 日本の「安楽死」は、実際には「慈悲殺」(mercy killing)

#### ■ 消極的安楽死 (allowing to die)

- 延命治療を差し控えることで死期を早める行為
- 積極 / 消極の区別の妥当性をめぐる議論が存在
  - 日本では、概ねこれを「尊厳死」と呼ぶ (Only Japan!)

## 2. 概念

---

### ■ 間接的安楽死

- 苦痛緩和のための薬剤投与によって、結果的に患者の死を早める行為
- 緩和医療においてしばしば問題になるのはこれ
  - かつてのモルヒネ投与から、こんにちのセデーションまで
- 「安楽死」と呼ぶべきでないとの見解も(清水1997)

### ■ 医師による自殺幫助(PAS)

- 毒物等を与えて、医師が自殺を手助けする行為
- 積極的安楽死同様、その是非が争われている
  - オレゴン州尊厳死法案の「安楽死」はこれ

# 3. 法と判例

---

## □ 欧米の状況

### ■ 積極的安楽死・PASの法制化

- 1995年5月、オーストラリア北准州「終末期患者の権利法」(現在は廃止)
- 1997年11月、オレゴン州「尊厳死法」
- 2002年4月、オランダで安楽死が合法化(世界初)
  - 1993年の「改正埋葬法」、1994年6月の最高裁判決
  - 末期でない精神的苦痛による患者の安楽死をも容認
- 2002年5月、ベルギーでも安楽死容認法が成立

# 3. 法と判例

---

## □ 日本の判例

- 積極的安楽死に関する東海大4要件(1995年)
  - (1) 耐え難い肉体的苦痛がある
  - (2) 死が避けられず、死期が迫っている
  - (3) 肉体的苦痛を除去・緩和するために方法を尽くし、他に代替手段がない
  - (4) 生命の短縮を承諾する患者の明示の意思表示
- これ以降、裁判所が「安楽死」と認めたケースは存在せず(本人意思が不明のため)

## 4.1 運動(推進派)

---

- 太田典礼(1900-1985年)
  - 京都で三百年つづく医家の長男として生まれる
  - 旧制三校から九州帝国大学医学部に進学
    - キリスト教からマルクス主義への転向
  - サンガーの来日を期に産児制限研究に
    - 「太田リング」の開発(1932年)
  - 戦後は衆議院議員に(共産党 社会党)
    - 人工妊娠中絶の合法化のための議員立法運動

## 4.1 運動(推進派)

---

### ■ 優生保護法制定(1948年)に尽力

#### □ 母性保護法 + 優生法

「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする」(第一章第一条)

#### □ 「優生手術」の対象者

「遺伝性精神病」、「遺伝性精神薄弱」、「顕著な遺伝性身体疾患」、「らい疾患」(ハンセン病)など

#### □ 公式統計上の強制的不妊手術は約1万6500件

#### □ 1996年に「優生条項」を削除して「母体保護法」へ

## 4.1 運動(推進派)

---

### ■ 太田の「優生思想」

- 「軽度の精薄は遺伝性が濃く、その上、出生率の高いことは世界的現象である。ところが、社会政策等によって救われているためか、無自覚な多産となっている。自覚するだけの知能もないので、近親者ないし民生委員、有識者などの積極的な対策が望まれる。」(『墮胎禁止と優生保護法』1967年)
- 「ある程度の強制規定をもうけなければ、民族の劣等化防止というような大目的を達することはできないであろう。」(同)
- 「ナチスではないが、どうも“価値なき生命”というのはあるような気がする。何が価値か、については多少問題があり、どこで安楽死の線を引くかはむずかしいが、私としては、はっきりした意識があって人権を主張し得るか否か、という点が一応の境界線だと考えている。」(「毎日新聞」1974年3月15日付)

## 4.1 運動(賛成派)

---

- 1968年、「葬式を改革する会」を設立
  - 「葬式無用論」の展開
- 1973年、『安楽死のすすめ』(三一書房)出版
- 1976年、「日本安楽死協会」設立
  - 1975年、安楽死懇話会発足
  - 1976年、第一回世界安楽死国際会議の開催(東京)
  - 1983年、「日本尊厳死協会」に名称変更
    - 法制化のための「妥協」としての名称変更
    - ただし、積極/消極の境界は「微妙なもの」と太田は発言
    - これ以降は「リビング・ウィル」普及の啓蒙活動中心に

## 4.2 運動(反対派)

---

### □ 障害者運動

- 1977年7月、九大医学部での講演会乱入事件
  - 「青い芝の会」会員と青年医師連合が太田に抗議
  - パンフレット「安楽死立法化は障害者抹殺への道」
  - 太田の優生思想への懸念

### □ 仏教界

- 月刊『住職』(77年3月号)での各宗派による反対

## 4.2 運動(反対派)

---

### □ 「安楽死法制化を阻止する会」声明(1978年)

#### ■ 発起人

- 武谷三男、那須宗一、野間宏、松田道雄、水上勉

#### ■ 声明文

- 最近、日本安楽死協会(太田典礼理事長)を中心に、安楽死を肯定し、肯定するばかりでなく、これを法制化しようとする動きが表面化している。

しかし、このような動きは明らかに、医療現場や治療や看護の意欲を阻害し、患者やその家族の闘病の気力を失うばかりか、生命を絶対的に尊重しようとする人々の思いを減退させている。こうした現実をみるにつけ、我々は少なくとも、安楽死法制化の動きをこれ以上黙視し放置することは許されないと、社会的な立場から考えざるをえなくなった。(次に続く)

## 4.2 運動(反対派)

---

- 現在、安楽死肯定論者が主張する「安楽死」には、疑問が多すぎるのである。真に逝く人のためを考えて、というよりも、生残る周囲のための「安楽死」である場合が多いのではないか。強い立場の人々の満足のために、弱い立場の人たちの生命が奪われるのではないか。生きたい、という人間の意志と願いを、気がねなく全うできる社会体制が不備のまま「安楽死」を肯定することは、事実上、病人や老人に「死ね」と圧力を加えることにならないか。現代の医学では、患者の死を確実に予想できないのではないか……。(以下略)

## 4.3 運動の現在

---

### □ 尊厳死に関する法律案要綱

(日本尊厳死協会、2003年12月1日)

- 第一条 (目的) 何人も自己の生命を維持するための措置を受容すべきか否かにつき自ら決定する権利を有する。この権利に基づきこの法律は不治且つ末期の状態になって延命措置を望まない者の尊重する末期医療に関する手続き等を定めることを目的とする。不可逆的で不治ではあるが末期ではない持続的植物状態においても、あらかじめ、かかる場合の延命措置を断る明示の意思表示がある場合の措置も本法に依る。前二項のいずれの場合も意思の表明者が妊娠中は本法は適用されない。

## 4.3 運動の現在

### □ 「安楽死・尊厳死法制化を阻止する会」発足(2005年)

#### ■ 代表&世話人

- 原田正純(代表)、鶴見俊輔、八木晃介、柏原晃一、清水建夫、立岩真也、橋本操、清水昭美

#### ■ 声明文

- 現在、尊厳死の法制化を求める動きが活発化している。  
日本尊厳死協会は、リビング・ウィルに署名し入会する者を募り、その数が10万人を超えたと宣伝している。しかし、同協会のリビング・ウィルは、将来おこるかもしれない状態を想定して前もって行う意思表示であり、実際に延命措置に直面しての意思表示ではない。  
リビング・ウィルの署名者を広く募り、尊厳死の法制化をめざすとき、個人の「死ぬ権利」は、「死ぬ義務」となり、弱い立場の者に「死の選択を迫る権利」に置きかわっていかないか。  
「あのようになってまで生きていたくない」と、生きている人の状態を「あのよう」と見る、自らの内にひそむ選別の思想こそ振り返る必要がある。(以下略)

# 5. ホスピス運動との関係

---

## □ 英国における二つの運動

### ■ 英国の1960年代初頭のレポートの衝撃

- 高齢者やがん患者への質の低いケアの実態が明らかに

### ■ ホスピス運動と安楽死運動の同時展開

- 自発的安楽死協会 (Voluntary Euthanasia Society, VES) とホスピスは、根本的には尊厳ある死を実現することに関して共通の関心がある。VESの解決法は自らの死に関する個人のコントロールを拡大しようとするのに対して、ホスピスの解決法は安楽死の要求を未然に防ぐようなコミュニティの対応を成長させることにある (James & Field, 1992)

## 5. ホスピス運動との関係

---

- ソンダースのスタンス
  - しっかりとした疼痛緩和とホスピス・ケアを受ければ、患者は「死にたい」などと希望しない
    - 安楽死のオルタナティブとしてのホスピス
- 日本のホスピス運動は対決色が弱い？
  - 太田典礼とホスピス運動の接点
    - 邦訳『死を選ぶ権利』（1976年4月）で紹介
    - 1977年秋には聖ジョセフ・ホスピス訪問
    - 1978年安楽死協会年次大会で「ホスピス推進」提案

## 6. まとめ

---

- 通常、是非が問われているのは、「積極的安楽死」  
ないしは「医師による自殺幫助(PAS)」
- これが合法化されている国は少数
- 日本のメディアで「安楽死」と呼ばれる事件のほとんどは、「慈悲殺」(患者の意思不明)
- 日本では、消極的安楽死を「尊厳死」と呼び、現在、  
この法制化が目指されている
- ただし、障害者団体等からの批判が相次いでいる
- 欧米のホスピス運動は安楽死全般に対決的、日本の  
ホスピス運動は親和的？

# 補足 モルヒネ安楽死と断食安楽死？

---

## □ 「モルヒネ」への偏見と緩和医療

### ■ 日本の医療現場での根強い偏見

- 「死期を早める」「廃人になる」という感覚
- 疼痛緩和治療の遅れ
- 日本のモルヒネ使用量の少なさ(以前は10分の1)

### ■ ドイツの医療現場でも根強い偏見

- ナチス「安楽死」でのモルヒネ使用の事実
- モルヒネ投与は積極的安楽死につながるという意識
- それゆえ医師がモルヒネ使用に躊躇

# 補足 モルヒネ安楽死と断食安楽死？

---

- 「安楽死」を社会に向かって語ることの意味
  - 「潔く、自分の人生をしめくろうとする意思」という表現
  - 私的死生観の表出、他者への提案、法制化の間の溝
- 「断食安楽死」の思想をめぐる是非
  - 「人間には死処がある」
    - 「よく生きる > ただ生きる」の系譜
      - ソクラテスの哲学者？
  - 「死処などない」(可能な限り生き残るべきだ)
    - 「ある(存在) > する(能力・業績)」の系譜
      - マルクスの社会学者？

# 主要参考文献

---

福本博文 2002『リビング・ウィルと尊厳死』集英社

甲斐克則 2003『安楽死と刑法』成文堂

市野川容考 1996「ナチズムの安楽死をどう理解するか 小俣和一郎氏への批判的コメント」『imago』7-10: 145-159.

James, N. and D. Field, 1992 The Routinization of Hospice: Charisma and Bureaucratization, *Social Science and Medicine* 34-12: 1363-1375

小林亜津子 2004『看護のための生命倫理』ナカニシヤ出版

小俣和一郎 1995『ナチスもう一つの大罪 「安楽死」とドイツ精神医学』人文書院

葛生栄二郎・河見誠共著 2002『いのちの法と倫理(新版)』法律文化社

大谷いづみ 2003「『いのちの教育』に隠されてしまうこと 『尊厳死』言説をめぐって」『現代思想』31-13: 180-197

2005「太田典礼小論 安楽死思想の彼岸と此岸」『死生学研究』2005年春号: 99-122.

太田典礼 1973『安楽死のすすめ 死ぬ権利の回復』三一書房

清水哲郎 1997『医療現場に臨む哲学』勁草書房